

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（概要）

令和7年3月

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境経済室

1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき、特定排出者に、自らの事業活動により排出した温室効果ガス排出量の算定と国への報告を義務付けており、報告の方法については、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）において定められている。
- 基礎排出量の報告については、令和5年9月から令和6年6月まで「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」^{※1}（以下「算定検討会」という。）において議論を行い、基礎排出量の算定方法を見直し、他人から供給された電気の使用によるエネルギー起源CO₂の排出量及び他人から供給された熱の使用によるエネルギー起源CO₂の排出量について、国内認証排出削減量の一部及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を算定に用いることができることとされた。
- また、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会」^{※2}（以下「制度検討会」という。）において、エネルギー起源CO₂について、事業者の直接排出（燃料の使用に伴う排出）と間接排出（他人から供給された電気・熱の使用に伴う排出）を切り分けて報告することとされた。
- さらに、算定検討会において、回収された二酸化炭素を用いて水素及び二酸化炭素から合成した燃料を製造した場合の算定方法及び報告事項について議論された。加えて、制度検討会において、原排出者で回収した二酸化炭素の量を原排出者の排出量から控除せず、その価値を他の者に移転した場合、原排出者が回収量を任意で報告できることとされた。
- 以上を踏まえ、報告命令について、所要の改正を行う。

※1：温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

※2：温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/review>

2. 改正案の概要

【①基礎排出量の報告について】

- エネルギー起源CO₂の基礎排出量の報告について、特定事業所排出者及び特定輸送排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量について行うものとし、報告事項に、基礎排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等を追加する。【第4条第2項及び第5項（新設）、第13条第2項及び第3項（新設）並びに様式第1】
- 特定事業所排出者及び特定輸送排出者の説明事項に、基礎排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等に係る説明を追加する。【第4条の2第1項及び第13条の2（新設）】
- 未調整排出係数（現行の基礎排出係数）も維持することから、環境大臣及び経済産業大臣は、未調整排出係数を公表するものとする。【第21条（新設）】

【②直接排出と間接排出の切り分けについて】

- 特定事業所排出者及び特定輸送排出者が行うエネルギー起源 CO₂ の報告について、直接排出と間接排出を分けて報告することとする（特定事業所排出者の特定事業所のエネルギー起源 CO₂ については現行どおりとする）。【第 4 条第 6 項、第 13 条 4 項（新設）及び様式第 1】

【③温室効果ガスの回収量の報告について】

- 報告事項に、特定排出者が自らの排出量から回収した二酸化炭素の量のうち基礎排出量の算定に用いた量を追加する。【第 4 条第 2 項及び第 3 項】
- 説明事項に、基礎排出量の算定に用いた二酸化炭素の控除量に係る説明を追加する。【第 4 条の 2 第 3 項（新設）】
- 回収した二酸化炭素及びその用途について記載する表を設ける。【様式第 1】
- 権利利益保護の請求に係る事項に、二酸化炭素の控除量を追加する。【第 6 条第 1 項第 2 号及び様式第 1 の 2】
- 二酸化炭素を回収した者が、カーボンリサイクル燃料を製造又は利用した者に回収した二酸化炭素の価値を譲渡し、排出量の算定に用いることができない場合、当該回収した二酸化炭素の量を任意報告様式に記載することができることとする。【様式第 2】

【④その他】

- 条ずれ等の所要の改正を行う。【第 4 条第 2 項第 1 号及び第 4 項、第 4 条の 2 第 2 項（新設）、第 4 項及び第 5 項、第 6 条第 1 項第 1 号、第 12 条、第 15 条第 1 項第 1 号、第 20 条、様式第 1 の 2、様式第 2、様式第 4、様式第 5 並びに様式第 6】

3. 根拠条項

法第 26 条第 1 項、第 27 条第 2 項及び第 32 条第 1 項

4. 今後の予定

- 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日

以上